

## 函館市食品衛生優良者及び環境衛生優良者表彰実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、団体活動を通じ、永年にわたり食品衛生又は環境衛生の普及向上に寄与した者で、特にその功績が顕著であると認められるものの表彰に関し必要な事項を定めることにより、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

### (表彰の対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、表彰を行う年の4月1日(以下「基準日」という。)現在において、函館市に1年以上居住し、かつ、所属する団体の住所及び活動の範囲が市内にあり、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 基準日現在において45歳以上の者。
- (2) 基準日現在において所属する団体に10年以上在籍している者。
- (3) 食品衛生又は環境衛生の活動を通じ、公衆衛生の向上に寄与したと認められる者。
- (4) 団体の役職等を通じ、業界の育成、後進の指導に寄与した者。

2 前項の規定にかかわらず、特に食品衛生又は環境衛生の活動の成果が顕著であり、表彰に値すると認められる者は、表彰することができる。

### (表彰を受けることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としない。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者。
- (2) 刑事事件で起訴され、当該刑事事件が裁判所に係属している者。
- (3) 罰金刑に処せられ、その執行を終わった日から3年又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から当該刑期(5年未満のときは、5年とする)の3倍に相当する期間又はその執行を受けることがなくなった日から、当該刑期の1.5倍に相当する期間を経過しない者。
- (5) 推薦後において道路交通法違反等で既に調べを受け、罰金刑を課せられる見込みの者。

(被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、食品衛生又は環境衛生の関係団体から市長に対して行うものとする。

2 前項の推薦は、次に掲げる書面等を提出して行うものとする。

(1) 推薦書(別記第1号様式) 1部

(2) 推薦調書(別記第2号様式) 1部

(3) 履歴書(別記第3号様式) 1部

3 推薦の期限は、9月1日とする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、推薦のあった者のうちから、功労が顕著であると認める者を被表彰者として決定する。

2 被表彰者は、毎年10人以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

第6条 表彰は、10月に行う。

2 表彰は、別記第4号様式の表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

附 則

この要綱は、平成7年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

函館市長 木戸浦 隆一 様

団体名

印

代表者氏名

### 推 薦 書

次の者は、函館市食品衛生優良者・環境衛生優良者表彰を受けるにふさわしい者と思われまますので、関係書類を添えて推薦いたします。

### 記

1 被推薦者氏名 \_\_\_\_\_

2 添付書類	(1) 推薦調書	1部 (別記第2号様式)
	(2) 履歴書	1部 (別記第3号様式)
	(3) 戸籍抄本	1部
	(4) 写真	1部

(別記第2号様式)

推 薦 調 書

平成 年4月1日現在

ふりがな 氏 名				
生年月日	大正・昭和 年 月 日	性別	男・女	
本 籍				
現住所	函館市 町 丁目 番 号		TEL	
勤務先名			役 職	
所在地	函館市 町 丁目 番 号		TEL	
推薦団体名				
所属組合名				
賞 罰 歴			役 員 歴 (推薦に関係あるもの)	
年月日	主 体	賞 罰 の 内 容	期 間	事 項
			所属組合在籍年数 年	
【 功 績 内 容 】				

